



平成30年3月29日

各位

会社名 ダブル・スコープ株式会社
代表者 代表取締役社長 崔 元根
(コード番号 6619 東証第一部)
問合せ先 取締役戦略企画本部長
大内 秀雄
(TEL 03-5436-7155)

新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅

及び特別利益の発生に関するお知らせ

下記のとおり新株予約権が消滅することとなり、特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権

(1) 決議日	平成28年3月16日
(2) 割当先	当社及び子会社の取締役及び従業員
(3) 権利行使期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日
(4) 新株予約権の発行残数(※)	1,775個
(5) 新株予約権の未行使残高数	355,000株
(6) 消滅する新株予約権の数	1,775個
(7) 消滅後の新株予約権の数	1,775個

※ 平成29年3月31日付「新株予約権（有償ストック・オプション）の一部消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ」と合わせて、平成28年3月16日の取締役会決議で発行を決議した第4回新株予約権は、すべて消滅いたしました。

2. 新株予約権消滅の理由

平成28年3月31日に割当ていたしました第4回新株予約権（有償ストック・オプション）は、下記の「新株予約権の行使条件」があり、下記(6)①(b)を達成できなかったため、消滅することとなりました。

なお、発行要項につきましては、平成28年3月16日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照願います。

<第4回新株予約権の行使条件>

ダブル・スコープ株式会社第4回新株予約権発行要項

3. 新株予約権の内容

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成28年12月期及び平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、売上高と営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高と営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

(b) 平成29年12月期の売上高が114百万米ドル以上且つ営業利益が2,340百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2分の1を、当該条件を満たした期の有価証券報告書の提

出日の翌月 1 日から行使することができる。

3. 新株予約権の消滅日 平成 30 年 3 月 31 日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、平成 30 年 12 月期第 1 四半期において特別利益として新株予約権戻入益 8 百万円を計上いたします。

5. 業績への影響

平成 30 年 12 月期業績への影響は軽微であります。

以 上